

令和6年度

# 学生によるオレンジリボン運動

小樽市立高等看護学院 実施報告書



実施主体 『社会保障・社会福祉Ⅱ』履修学生(3年生)

実施内容 児童虐待などの学びとマスコット付きオレンジリボン作成

## ①事前に取り組んだ内容

『社会保障・社会福祉Ⅱ』の3年生の開講科目にて、社会福祉全般について学びつつ、特に、児童虐待に関する現状やオレンジリボン運動の起源、運動の趣旨、オレンジリボンマーク、児童虐待防止法などについて学んだ。

## ②実施期間に取り組んだ具体的内容

2024年9月26日(木)、事前学習を踏まえ、マスコット付きのオレンジリボンを作成。作成したリボンは模造紙に貼り付けた。子育て中の方に見てもらい、ほっこりしてもらえるように、又、虐待防止を願いつつ作成をした。

## ③オレンジリボン運動を終えて…

児童虐待防止法では、児童虐待を発見しやすい立場にある看護師は早期発見に努め、その疑いがある子どもを発見した場合には速やかに福祉事務所や児童相談所へ通告するよう定められている。又「医療を必要とする子どもの保護の体制強化」や「医療機関における児童虐待対応体制の整備」なども医療機関に求められていることから、将来、看護師として、又は、子育てをする親になるかもしれないので、専門職として、そして親として、どう支援するべきか、どうあるべきかを理解し、目の前の患者のみならず、社会へ働きかけるソーシャルアクションのスキルを学ぶことができた。



小樽市立高等看護学院

